

砥部町農業委員会総会
令和 8 年 9 月 4 日議事録

令和 8 年 9 月 4 日 農業委員会総会議事録

1 会議の名称	令和 8 年 9 月 農業委員会総会
2 開始日時	令和 8 年 9 月 4 日（金）13 時 30 分～13 時 45 分
3 開催場所	砥部町役場 2 階 大会議室
4 出席委員	相原雄一（会長）、久保 徹（会長職務代理）、 正岡英司、入江健市、久保野伸一、田中祥三、篠原博明 田中和樹、高市 徹、松尾利勝、相原 茂、 渡部智磨子、向井浩之
5 欠席委員	富岡己義
6 職務のため会議に出 席した職員の職氏名	大内 丈夫（事務局長） 田邊 敏之（事務局農地係長） 宮田 真優（事務局主事）
7 所管課	農業委員会事務局 電話 089-962-5667

令和 8 年 9 月 4 日 砥部町農業委員会総会議事日程

- ・開会

- ・開議

日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 議案第 29 号 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う事業計画の申請について 1 件

- ・閉会

令和 8 年 9 月 4 日砥部町農業委員会総会

令和 8 年 9 月 4 日（金） 13 時 30 分開会

発 言 者	発 言 内 容
事 務 局	ご起立お願いします。礼。ご着席ください。 ただ今から農業委員会総会を開会いたします。 開会にあたり、相原雄一会長がご挨拶を申し上げます。
会 長	～会長挨拶～
事 務 局	ありがとうございました。 本日は、富岡己義委員より欠席の旨、通告がありましたので、報告致します。本日の出席委員は 14 名中 13 名で、過半数に達していますので、総会が成立していますことをご報告いたします。 それでは、砥部町農業委員会総会会議規程第 3 条により、会長が議長を務めることとなっていますので、以降の議事の進行を相原会長にお願いします。
議 長	それでは、9 月農業委員会総会を開会いたします。 日程第 1 議事録署名委員の指名を行います。砥部町農業委員会総会会議規程第 20 条第 2 項により、指名させていただくことにご異議ございませんか。 異議なし
議 長	それでは、本日の議事録署名委員は、3 番久保野伸一委員、6 番田中和樹委員さんをお願いします。 なお、本日の会議書記には、事務局職員の宮田主事を指名いたします。
議 長	日程第 2 議案第 29 号、認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う事業計画の申請について議題といたします。 事務局より説明をお願いします。
事 務 局	議案第 29 号、認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う事業計画の申請について、農業委員会の意見を求める。 議案書の 1 ページ、地図も 1 ページをご覧ください。認定電気通信事業者の行う、中継施設等の設置に伴う事業計画書が愛媛県に提出され、愛媛県から内容について調査依頼がありましたので、概要について報告を行ったものです。前回の総会でも電気事業者の行う送電用の電気工作物等の設置に伴う事業計画について愛媛県から照会がありましたが、今回もそれと同様の案件となります。先の研修会でも説明がありましたが、認定電気通信事業者も電気事業者の申請も農地転用の例外となる案件でございます。賃借権設定の権利移動で、貸人は〇〇さんです。借人は、〇〇さんです。農地の所在地は、〇〇です。転用目的は、携帯電話サービスエリアの拡大

		及び品質改善を目的とする〇〇新設するものです。認定電気通信事業者が携帯電話基地局などの中継施設等を設置する場合、農地法の転用許可は不要、許可の例外とされていますが、事前に農業委員会や県への「事業計画書」の提出や調整手続きが必要となります。国からの通知「認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用の取扱いについて等」に基づき、次のように取り扱われます。農地法上の扱いとしましては、農地法施行規則第 29 条第 1 項第 16 号に基づき、転用許可は不要となります。転用不要の対象となる施設は、有線電気通信のための線路・支持物含む空中線系、中継施設、設置に必要な道路・索道などです。必須の手続きは、用地確保の契約前に事業計画書を提出し、農業上の土地利用との調整を行う必要があります。また事後報告として、土地の権利設定が完了した際、農業委員会へ一覧表を添えて報告することになります。ただ、許可不要となるのは中継施設や線路等の本体敷地のみです。付随する管理用駐車場、資材置場、対象外の通路などを合わせて設置する場合は、その部分については通常の農地転用許可、または届出が別途必要になりますので、対象外の施設には注意が必要です。また、周辺の農作業に支障を与えないか、ほ場整備等の土地改良事業の予定区域に入っていないかなど、農業への影響回避を大前提として、事前にしっかりと調整が求められることとなります。以上のようなことから、当該地での本案件については、特に支障が生じる問題が無い旨を愛媛県に報告したいと思います。 これで説明を終わります。
議	長	事務局の説明が終わりました。農地法施行規則第 53 条第 15 号の規定により確認しておりますので、ご了承願います。 何か本件についてご質問はありませんか。
議	長	それでは以上で、本日予定しておりました議案審議を全て終了いたしましたので、農業委員会総会を閉会いたします。 ありがとうございました。
13 時 45 分 閉会		

農業委員会総会の議事の経過を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

署 名 会 長 _____

会長職務代理者 _____

委 員 _____

委 員 _____